

震災後の取組について

○住家・事業所の被害認定調査

被災した住家等の被害程度（全壊・大規模半壊・半壊等）を認定して罹災証明書を交付。

	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	物 損	その他
住 家	1 3	1 9 0	3 0 4	4 6 7 3	3 0 0	5
非住家	1	6	3 3	2 7 6	0	0

（平成 2 4 年 6 月 1 5 日現在、罹災証明書発行件数）

○災害廃棄物の処理

震災により落下、倒壊した瓦、ブロック等を北部清掃工場を受入。

○被災者生活再建支援法の適用

東日本大震災により、住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯等に（財）被災者生活再建支援法人より被災者生活再建支援資金が支給された。

○船橋市被災者住宅補修等助成事業

住宅等に被害を受け補修を行う市民の方で、国と県の支援制度を受けられない世帯に対し、その経費の一部を助成する市独自の制度を創設。

・申請件数：3,963 件 交付金額：約 883,039 千円

○公共施設の耐震補強

小中学校については、平成 2 7 年度末の耐震化 1 0 0 %を目指して耐震化を進める。

小中学校を含めたすべての市有建築物についても、平成 2 7 年度末の耐震化 9 0 %を目指して耐震化を推進。

○総合防災訓練の見直し

平日の発災を想定した職員配置にて、参加住民と備蓄品の確認や簡易トイレ及びパーティションの組立訓練を実施。

○飲料水備蓄の増強

避難所となった小中学校で使用したアルファ化米と2ℓペットボトルの補充を行い、500mlペットボトルを各校に追加配備（各校8ケース(192本)×82校(全15,744本)）。

また、防災倉庫にアレルギー対応食のアルファ化米を配備（5,000食）。

○非常用発電機と照明機の配備

東日本大震災の教訓から、停電時の円滑な避難所運営のため、小中学校へカセットガス式の発電機とLED照明機を配備。

○防災用井戸の活用

防災用井戸に万能ホームを設置（17カ所）して容易に給水できるように蛇口数を増設するとともに、給水栓（10基）を配備。

○情報伝達体制の強化

避難所予定施設の公民館等に防災行政無線の戸別受信機を23台増設。

○緊急速報「エリアメール」の導入

気象庁が配信する緊急地震速報や市が配信する災害情報等を回線混雑の影響を受けずに携帯電話に送信する。

○〈東日本大震災〉船橋市の被害状況及び一連の対応に関する記録を発行

市の被害状況をはじめ、当時混乱した状況や、対応した職員から見出された課題などを記述。本編366ページ、資料編26項目。

防災会議委員をはじめ、千葉県、中核市、近隣市などに配布。

平成24年度の主な事業について

○情報伝達体制の強化

防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、町会及び自治会に防災行政無線の情報を受信できる防災ラジオを配布するほか、防災行政無線固定系子局を新設するとともに、放課後ルームなどにも防災MCA無線を設置。

○備蓄品の拡充

避難所及び防災倉庫の備蓄品の充実を図るとともに、新たに公民館、市立高校に備蓄品を整備。

○災害時における給水体制の強化

飲料水の給水活動が円滑に行えるよう、給水車を2台配備するとともに、新たに防災用井戸を設置するための調査を実施。

○災害時要援護者台帳の整備

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携して、データの共有化を図り、大規模災害時における要援護者の避難支援等に活用。

○放射能対策

道路や公園等、公共施設の放射線量の測定及び除染を引き続き行うとともに、清掃工場における排ガスや焼却灰及び下水処理場における下水汚泥に含まれる放射性物質を検査し、適正な処理を行うほか、食の安全性の確認のため、学校等の給食食材や市内農産物及び土壌の検査も行う。

○危機管理指針の策定

危機の定義、類型、範囲等を示し、対応部署や想定する体制などを定める。

○避難所運営マニュアルの策定

男女共同参画の視点を取入れた防災体制を確立することが求められているため、本市が被災地に派遣した保健師等の女性の半数をメンバー構成とする検討チームでマニュアルを作成する。

○私立幼稚園の災害対策に助成

私立幼稚園における非常食や飲料水の備蓄等の災害対策に要する費用に対して、新たに助成。

○緊急輸送道路を確保するための沿道建築物の耐震診断に助成

災害時に救助活動や物資の輸送などを行う緊急輸送道路の確保を図るため、新たに、沿道建築物の耐震化に向けた耐震診断費用を助成。

○道路の空洞化調査

湾岸部の埋め立て地域のうち、京葉道路以南の交通量の多い路線について道路の空洞化の調査を実施（約16.3km）。

放射能対策の経緯（主な取組）

平成23年

- 3月 **水道水から暫定基準値(100Bq/kg)を超える放射性ヨウ素が検出**
3月24日・25日に市役所と各出張所で、0歳児のいる家庭に2リットルのペットボトル飲料水2本（4リットル）を約4,300人配布
- 4月 **放射線に対する相談窓口の開設**
大気、農水産物、健康の相談窓口を設置
- 5月 **県に対して要望書提出(5月20日)**
近隣7市（船橋、千葉、市川、習志野、市原、八千代、浦安）で原子力発電所事故への対策（モニタリングポストの増設や統一基準の明示）を要望
- 6月 **11施設放射線量(空間・土壌)の測定実施(第1回目)**
保育園・小学校等で、大気と土壌の放射線量を市が独自に測定し、結果を公開
- 16施設の放射線量(空間)の継続的な測定実施**
継続的に大気中の放射線量を測定することに決定（後に17施設）
- 8月 **施設(219地点)の放射線量(空間)の測定実施**
よりきめ細やかに放射線量を測定するため、市内220か所（219地点）の保育所、小・中学校等で大気中の放射線量を測定
- 学校で低減化対策を実施**
市立小・中学校の砂場の砂の補充及び放射線が溜まりやすい側溝や倉庫の雨どいまわりの清掃を実施（夏休み期間中から9月16日まで）
- 9月 **農産物の放射性物質検査を実施**
船橋産の米、野菜、梨のほか、たい肥等の放射性物質検査を実施
- 10月 **「放射能に関する今後の取り組み」を発表(10月17日)**
子どもの安全を守るための今後の放射線対策として、以下の内容を発表
(1)学校、幼稚園、保育園、公園など965施設について局所的に高いと思われる地点も含めた詳細な線量の測定と低減措置の実施
(2)学校・保育園の給食用食材のモニタリング検査
(3)通学路にある側溝の柵の清掃を検討
(4)対策会議を「放射線対策会議」とし、担当部署を市長公室に一本化
- 11月 **東京電力に対して要望書提出(11月10日)**
湾岸6市（船橋・千葉・市川・習志野・市原・八千代）で、東京電力(株)に対し、補償基準の早期策定と適切な指導、各市が行う業務の誠実な支援など
- 12月 **低減化基準値の見直し及び通学路の放射線量測定・低減化対策の実施**
(1)1/1より、本市の放射線量低減化の基準値を特措法で定める汚染状況重点地域の指定要件である「 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 」とする
(2)全市立小学校の通学路にある集水柵、約22,000か所の放射線量を測定し基準値を超えた場合は低減化を実施

平成24年

1月 市長公室(防災課)に放射能対策担当職員を配置

全庁的な調整機能の強化を図るため防災課に放射能対策担当職員2名を配置

放射線簡易測定器の貸出を開始(1月7日)

市民及び各種団体への放射線測定機器貸出しを開始(40台)

2月 東京電力に対し費用請求(下水道事業)

下水道事業で発生した費用を、東京電力へ請求

※請求金額：約5,300万円(3月11日～11月30日分)

東京電力に対して要望書提出(第2回目)(2月16日)

東京湾岸4市(船橋・千葉・習志野・市原)の連名で、東京電力に対し、23年11月10日提出の要望に関する速やかな対応と電力料金の値上げに係るさらなる情報開示について要望書を提出

県に対して要望書提出(2月16日)

放射性物質による東京湾海洋汚染並びに風評被害の未然防止について、県での対策と国等への対策の働きかけを要望 ※市漁業協同組合でも同様の要望

5月 東京電力に対して費用請求(第1回目)(5月31日)

東京電力に対して、24年3月31日までに放射線対策に要した費用を請求

※市川、習志野、市原の各市も同時に請求

※請求額：124,144,327円(下水道事業を除く)

6月 農林産物及び給食食材等の検査体制の強化

農林産物と給食食材等の放射性物質検査(全て精密機器検査)を強化する

新規：給食のミキシング検査(市立小中学校・公立保育園ほか)

市内で製造された加工食品の検査(食品衛生法に基づく検査)

充実：給食食材、農林産物の単体検査(単体数を増やす)

施設(11施設)の放射線量(空間・土壌)の測定実施(第2回目)

平成23年6月に実施した地点(保育園・小学校等)の経年調査

東日本大震災（2011. 3. 11）以降に締結した災害時応援協定について

1 「応急対策業務に関する協定」

東日本大震災では船橋市内でも液状化による公共施設への被害が多く発生し、船橋測量調査協力会の協力を得て、復旧作業を円滑に行うことができました。今後も災害時において、公共施設等の応急対策業務や災害復旧のための測量及び調査業務を円滑かつ迅速に行う体制を確立するために協定を締結しました。

協定先 船橋測量調査協力会（県や市の公共測量業務を受けている市内12社で構成）

協定内容 1. 公共施設等の被災状況の調査業務
2. 公共施設等に係る災害応急対策業務及び災害復旧のための測量及び調査業務
3. その他、市が必要と認める応援業務

締結日 平成23年12月14日

2 「物資の供給等に関する協定」

東日本大震災では、交通機関の運休等による帰宅困難者を含めた五千名を超える避難者を、市内の各施設へ受け入れ、生活物資の提供などを行いました。今後も災害時における生活物資を確保し流通備蓄を活用していく必要があるため協定を締結しました。

協定先 ・株式会社マミーマーケット
(1. 船橋日大前店、2. 飯山満駅前店)
・イオンリテール株式会社南関東ベイエリア事業部
(1. イオン船橋店、2. イオン高根木戸店)
・石井食品株式会社

協定内容 1. 本市に対して物資を提供すること
2. 施設等を一時避難場所として被災者に提供すること
3. 施設内の水道、トイレ等を被災者に対して利用させること

締結日 平成24年1月20日（株式会社マミーマーケット）
平成24年3月25日（イオンリテール株式会社南関東ベイエリア事業部）
平成24年5月23日（石井食品株式会社）

3 「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」

東日本大震災では、本市においても2.4mの潮位変動を記録しました。沿岸部地域の津波対策の取り組みとして沿岸部の公共施設8施設の他に民間施設との間でも「津波一時避難施設」として使用する協定を締結しました。

協定先 ・トライネット・ロジスティクス株式会社 市川船橋支社
・アイシーエクスプレス株式会社
・財団法人 千葉港湾福利厚生協会
・東亜建設工業株式会社

協定内容 津波警報発令から発令が解除され、移動可能となるまでの間、身の安全を確保するための一時避難を受け入れる場所を提供する。

締結日 平成24年4月5日

4 「帰宅困難者支援に関する協定」

東日本大震災では本市の船橋駅前や国道14号において多数の帰宅困難者が発生しました。帰宅困難者の避難所への収容や情報提供等の対策に、帰宅困難者支援施設として船橋駅前や国道14号沿道の民間会社6社7施設と協定を締結しました。

協定先 ・船橋グランドホテル株式会社（船橋グランドホテル）
・石井食品株式会社（石井食品株式会社本社）
・クロスウェーブ船橋（セミナーハウスクロウウェーブ船橋）
・桜エイジェンシー（サンランドホテル）
・株式会社鶴長観光（船橋第一ホテル、レックスイン船橋）
・株式会社ティップネス（ティップネス船橋店）

協定内容 1. 水及びトイレを提供すること。
2. 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、
近隣の帰宅支援施設に関する情報等を提供すること。
3. 休憩場所を提供すること。

締結日 平成24年5月23日

指定避難施設の配置図

